

# 姫路市住宅課からのお知らせ

この案内文は、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますのでご了承ください。

空き家の所有者（相続人）の方へ



## 【空き家の管理は所有者等の責任です】

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者は、周辺の生活に悪影響を及ぼさないよう空き家を適切に管理する責任があります。

空家等を適切に管理せずに放置した結果、空き家の瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等が損害賠償責任を負うことになります。（民法第717条）

## 【空き家になる前にできること】

### ○登記しよう

空き家の活用や処分のためには、正しく登記されていることが必要です。権利について第三者に主張するためにも登記が必要です。登記の変更や訂正には時間がかかることもありますので、まずは、正しく登記されているかどうか確認しましょう。

### ○話し合おう（相続しよう）

住まいを将来どうするのか、決めないまま相続すると、相続人同士で方針が決まりにくく、そのまま放置しがちです。あらかじめ家族で相談しておきましょう。また、相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作ることも有効です。

## 空き家に関するご相談

### ■空き家に関する相談業務全般

姫路市住宅課

TEL：079-221-2642 mail：juutaku@city.himeji.lg.jp

(補助金制度)	(空き家バンク)	(無料相談会)	(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)
			

### ■その他空き家の管理でお困りの場合

ひょうご空き家の総合相談窓口

TEL：078-325-1021 ホームページ：http://akiya-hyogo.com

以下の広告内容に関するご質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。  
(広告主と姫路市空家等対策業務とは直接関係ありません。)

広告掲載部分 1

広告掲載部分 2